

国道169号下北山村上池原地区 防災対策検討委員会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、国道169号下北山村上池原地区 防災対策検討委員会（以下、「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、工学的な観点から令和5年12月23日に国道169号（奈良県吉野郡下北山村上池原地内）で発生した土砂崩れの原因究明、今後の対策方法及び周辺の安全確保の検討を目的とする。

（構 成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（委 員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

委員 6名

（委員会）

第5条 委員会の開催は必要に応じ、委員長が招集する。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、奈良県県土マネジメント部 道路マネジメント課とする。

（その他）

第7条 委員会の運営に関する必要な事項は、協議によるものとする。

（付則）この規約は、令和5年12月26日をもって施行する。